

## ○令和3年12月定例会 和歌山県議会定例会会議録

(令和3年12月9日)

【奥村 規子 議員（日本共産党県議団） 質問】

一つ目は、県の予備調査能力についてお尋ねします。

12月3日付のロイター通信によると、マカオの司法警察局は、和歌山 IR への参加を表明し、この5月に撤退したサンシティの代表、アルビン・チャウ氏が逮捕されたと報じられています。中国の国営通信社、新華社が伝えたもので、中国政府が、賭博が禁止されている中国本土からマカオなどのカジノが盛んな地域に資金が流れ、国家安全保障上のリスクになっていると報道しています。また、ネットニュースでは、逮捕容疑は、違法賭博、マネーロンダリングとの報道もあります。

サンシティは和歌山 IR に応募し、審査委員会は優先権者となったクリアベストよりも高い評価を与えていました。県の IR 推進室が予備調査の中でサンシティについて問題としたのは、オーストラリアのニューサウスウェールズ州カジノ規制当局が設立した独立公開調査委員会の、いわゆるバーギンレポートと言われるものです。

バーギンレポートは、サンシティのアルビン・チャウ氏が反社会勢力とのつながりがあるなどの内容があり、県はサンシティに対して関係のないことの証明を求めていましたが、サンシティは予備調査が終了する前に、5月12日の撤退表明となりました。

IR 推進室が粘り強くサンシティに対峙したことについては敬意を表したいと思います。しかし、今回のチャウ氏の逮捕は、IR 推進室が全く問題にしていなかったことではないでしょうか。サンシティが撤退していなかったら、サンシティが優先権者となっていたはずです。

予備調査は並行していたかもしれませんが、県の調査力は、外国のカジノ企業の全容を掌握することはできていなかったと考えるのですが、県当局の見解をお伺いいたします。理事にお尋ねをいたします。

【理事答弁】

日本型 IR においては、本来刑法で禁止されているカジノ事業が特例的に認められるものであることから、IR を設置・運営する事業者には非常に高い廉潔性が求められています。国の基本方針において、「都道府県等は、事業者選定の段階においても、カジノ事業の免許の基準を踏まえ、可能な範囲で民間事業者の適格性につき確認を行うことが必要である」旨、記載されているところです。

そのため、県では、世界的な監査法人である EY 新日本有限責任監査法人の協力を得ながら、予備調査を進めてまいりました。

サンシティに関して申し上げますと、海外規制当局への照会、同社へのヒアリング、役員や株主が暴力団員等に該当しない者であることについての和歌山県公安委員会への照会、公示情報の精査、無犯罪証明書の確認などを行いました。

議員の御質問にございましたように、県はサンシティに対して、バーギンレポートに記載されている内容が事実でないことの証明を再三求めておりまして、それが立証されない限り、サンシティを優先権者とすることはあり得ませんでした。したがって、サンシティが辞退していなければ、サンシティが優先権者になっていたはずという議員の御指摘には当たりません。

県の調査力は全容を掌握することはできていなかったとの御指摘につきましては、今回のアルビン・チャウ氏の逮捕については様々な報道がなされており、容疑の全容が明らかになっておりませんが、逮捕されたのは最近のことで

すので、サンシティが辞退した5月12日時点では、マカオの司法警察局も我々和歌山県と同様に、犯罪となる事実を把握できていなかったのではないかと思います。

【奥村 規子 議員 質問】

いずれにしても、県民の皆さんからの目からでは、そういった事業者が応募していたということが分かったわけですし、それで、この公開させていただいた中で、先ほど理事がおっしゃったように、3月30日付で「貴社に対し、いわゆるバーギンレポート記載の内容が事実でないことを証明するための客観的な証拠の提出を求めたところですよ」ということで、和歌山県からの質問に対する回答がなされていないというようなことで文書を頂いているんですが、公開文書、ほとんど黒塗りで真っ黒で、なかなか実際の状況が分からないという状況なんです。

そういう中で、こういう回答が出されていないということに対して、県はどのように考えられたのでしょうか。その点をお答えいただけますでしょうか。

【理事答弁】

議員の御質問は、予備調査の段階において、サンシティに対して照会した内容が、サンシティから回答がなかったことをどう思うかということでしょうか。

サンシティとはずっとやり取りをしまして、回答が——最終的な回答ですね、そこには至っていませんけども、再三やり取りは行っております。ただ、最終的な回答に至る前にサンシティが辞退をされたので、予備調査としては完了しなかったと、そういうことでございます。

【奥村 規子 議員 質問】

二つ目は、審査のやり直しと予備調査の実施についてお尋ねします。

11月19日のIR対策特別委員会で区域整備計画の原案が示され、私も委員外議員として傍聴させていただきました。その中で議論に関連して、二つお聞きいたします。

一つは、優先権者となったクリアベストニームベンチャーズという会社の中身が、IRに応募したときと8月25日に基本協定を結んだ後では、会社名は同じでも別の企業になっているのではないかとことです。

応募段階のクリアベストニームベンチャーズは、カナダの投資会社のニームゲーミングのグプタ氏が100%の株を持ち、実権を握る会社でしたが、特別委員会での会社側の説明では、クリアベストニームベンチャーズの株の中で、パシフィックリゾーツが100%持っており、パシフィックリゾーツの株主は4社で、クリアベストグループが0.25%、クリアベスト和歌山が12.25%、ニームゲーミングが12.5%、エディ・ウーが75%の株を持っているとの説明でした。そして、パシフィックリゾーツの代表はエディ・ウー氏であり、クリアベストニームベンチャーズの代表取締役もエディ・ウー氏です。会社の売買があったのではないかと考えます。

和歌山IRへの応募時の企業と基本協定締結後の企業が株主構成も代表者も全く別人になっているので、審査のやり直しがあつてしかるべきだと考えます。また、県の予備調査はパシフィックリゾーツに対しても行われるべきだと考えますが、県の見解を求めます。理事に再度お尋ねをいたします。

【理事答弁】

事業者選定委員会の指摘を受けまして、県はクリアベストニームベンチャーズ株式会社に対して事業実施体制の強化を求めています。それを受けまして、カジノやホスピタリティ関連等の会社設立に関与するなど豊富な事

業経験を持つエディ・ウー氏の代表取締役の就任や株主の追加、変更や増資などを行ったものと認識しております。

これらは、県が定める手順の通り、事前に相談の上、行われたものですので、審査のやり直しは必要ないものと考えております。

なお、事業者選定時以降、県が定める手順により追加する役員や株主等については、議員御指摘のとおり、今後も引き続き予備調査を行ってまいります。

#### 【奥村 規子 議員 質問】

三つ目は、融資要請への県の関与についてお尋ねいたします。

特別委員会で、カジノの事業主体が決まっていないということと資金計画が不明であることが大きな論点になっていました。この2点が不明なままで公聴会や説明会、パブコメを進めようというのはあまりにも強引な手法であり、特別委員会の総意として延期を決議し、IR 推進室もこれに同意されたことは適切な対応だったと思います。

そこで、気になる点をお聞きしますと、金融機関に融資を求める場に IR 推進室長が同席しているという発言でした。金融機関が融資を実行するかどうかは、その融資の安全性を検討するわけですが、その融資の要請に県の幹部が同席することは、金融機関に対して県が融資の保証を与えているかのような誤ったシグナルを送ることにはならないのでしょうか。この点について、理事にお尋ねいたします。

#### 【理事答弁】

IR は民設民営事業ですが、国に申請する区域整備計画は県と事業者が共同して作成するものであり、金融機関をはじめ、和歌山 IR における協力及び連携等を求める第三者との協議に県が同席することは問題がないと考えております。

県は、金融機関との協議の場において、区域整備計画の申請に当たり、資金調達の確実性を裏づける客観的な資料の提出が必要であることの説明などを行っていますが、そのことで県が融資の保証を行っているような印象を与えることはないと考えております。

そもそも IR は民設民営事業であり、金融機関が IR 事業者に融資をして返済がされない場合に、県が債務を保証するという制度にはなっておりませんし、そのことを金融機関は十分に理解していると思います。

その上で、融資を実行するかは、事業の実現性や採算性を基に、金融機関が独自に厳正な審査をするものと認識しております。

#### 【奥村 規子 議員 質問】

銀行からの融資がなければ、IR は成立しません。優先権者の選定の際にも資金面の調査が行われたと思いますが、いまだに資金の見通しは立っていないということです。

そこでお伺いしますが、融資の幹事銀行は決まっているのでしょうか。また、自己資本と融資の割合は、比率はどうなっていますか。そのことをお尋ねしたいと思います。

#### 【理事答弁】

議員の御質問にありました幹事銀行ですとか自己資本と融資の割合については、ただいま事業者のほうで鋭意努力中ございまして、この時点でお答えすることはできません。

【奥村 規子 議員 質問】

銀行の融資依頼に県職員が同行して事業者と一緒にお願いするということで、県が何らかの保証を与えるかのような誤った印象を与えることにもなりかねません。このことで県に損害を与えることが絶対にあってはならないと考えますので、県職員が同行することはやめていただきたいと思います。

その点で、これまで幾つの金融機関に何人の職員が同行されたのか、県職員だけで幾つの金融機関に要請に行かれたのか、お尋ねをいたします。

【理事答弁】

事業者と一緒にいった、A銀行に1回、B銀行に1回ということでございます。

【奥村 規子 議員 質問】

県職員だけで銀行に行くことはなかったのでしょうか。何回というのはもう申し上げませんが、聞きませんが、県職員だけで銀行に行かれるというのはないんですね。

【理事答弁】

県職員だけで状況を調べに行くことはございました。融資の要請ということでなくて、どういうことをお考えかということをお聞きするということではございました。

(令和3年12月13日)

【林 隆一 議員（日本維新の会） 質問】

さて、その中で私はいささか問題があるのではないかと感じた事案がございました。委員会質疑の中で、「県職員が和歌山 IR への事業参画や協力を求め企業訪問した際、県議会議員が同席したことがあるか」、「それは県から依頼して行っているのか」という趣旨の質問がございまして、それを受けて県当局は「同席してもらったことが2度ほどある」、「区域整備計画を作成する段階において、日本を代表する大企業の力を借りたいということで、もともとその会社を知っている県議会議員に幹部を紹介してもらえないかと県から議員に依頼した」と御答弁されました。

そこで質問です。

この公務で企業訪問した際、県及び県議会議員は、どのようなことを依頼したのでしょうか。その依頼内容に出資や融資の要請は含まれていたのでしょうか。

また、このように一部の県議会議員が IR 推進室職員と共に企業訪問をするというのは、いささか行き過ぎた行動ではないのかと私は思っております。同席した県議会議員は誰でしょうか。県当局の見解と併せて、IR 担当理事、お答えください。

【理事答弁】

最初に申し上げますが、議員御質問にございました一部の県議会議員の方から、以前から本県への IR 誘致について情報の提供をいただいたことはございますが、当該議員に対して、ほかの県議会議員にお示していない区域整備計画に関する秘匿情報を県から提供したということはございません。

それでは、まず、御質問の企業訪問の背景について御説明いたします。

和歌山県が IR 事業の優先権者として選定したのは、クリアベストニームベンチャーズ株式会社とクリアベストグループインコーポレーテッドのコンソーシアムですが、このコンソーシアムから提出された提案審査書類には、将来のコンソーシアム構成員や MICE 施設、宿泊施設などの中核施設の運営などを担う協力企業、資金調達先候補の金融機関が記載されていました。

区域整備計画には、これらの企業、金融機関を明記しなければならないため、県からクリアベストに対して、これらの企業等の IR 事業への参画を確実なものにするように求めていたところですが、クリアベストから交渉がはかどっていないとの報告があったため、県が直接当該企業等から現状を聴取する必要があると考えておりました。

その際に、それらの企業等とパイプを持っていた県議会議員から、当該企業の幹部社員と面談し、情報収集をしてくるとのお話をお聞きしましたので、県としても直接面談したいとの思いから同行をお願いし、現状について確認させていただきました。

このような事情ですので、県議会議員と IR 推進室職員が共に企業等を訪問したことは、行き過ぎた行動というわけではないものと考えております。

訪問した際に、出資や融資の要請をしたかについてですが、提案審査書類に記載された将来のコンソーシアム構成員とは、クリアベストが和歌山県に優先権者として選定された場合、IR 事業への出資を行う予定の企業ということですので、当該企業に対して予定どおりに出資する意向があるかについて確認を行いました。具体的な出資金額を示した要請は行っておりません。

また、資金調達先候補の金融機関についても同様に、融資する意向があるかについて確認を行いました。具体的な融資金額を示した要請はしておりません。

なお、同席した県議会議員は誰かとの御質問ですが、個々の議員の政治活動に関することですので、私から

答弁することは控えさせていただきます。

【林 隆一 議員 質問】

まず、審査機関の一員である議員が審査側につくということ自体、議会人として相当問題があるというふうに私は思っております。議会に対する背信行為であり、利益相反行為でもございます。そのことについて、理事、どうお考えでしょうか。

それと、東京まで IR 推進室長を行かせた。それで、私が復命書を提出してほしいと言えば、この旅行命令簿（資料を示す）、この黒塗りの旅行命令簿、これはどこに誰が何を言ったか、何の話をしたか、全く分かりません。議員に秘密があると、あり得ないです。その県議会議員だけが情報を得ている、そういうことはあり得ない。おかしいんじゃないですか。

誰と何を話したのか。今回、非常に重要なことだと、押さえておかなきゃならないことを公開しないと、議会に対する隠蔽ではないんでしょうか。理事はどういう主張をしているのか、また、監督責任はないのか。理事、お答えください。

【理事答弁】

まず、区域整備計画の議決をいただく議会の構成員である議員が、区域整備計画の作成に関与しているのではないかと、おかしいのではないかと御質問ですけども、当該議員は、従来和歌山県への IR 誘致を推進するというお立場から様々な活動を展開されてきておりました。その活動を通じてパイプを持った IR の関連事業者、そこのパイプを生かして和歌山県の IR 誘致について協力をいただいたということです。

ただ、区域整備計画の中身そのものについて、冒頭申し上げましたように、他の県議会議員にお示していないことを当該議員にだけお知らせしたということとはございません。

そして、旅行命令簿が黒塗りになっているということですが、訪問した企業というのは、今後、区域整備計画の中で記載する企業になり得るということです。今、競争環境にございまして、従来申し上げておりますように、最終的に区域整備計画に掲載する段階では当該企業名を当然明記して明らかにしないとイケないんですが、現時点では交渉中の段階でございまして、最終区域整備計画に掲載することになるのかどうかということ、企業とクレアベスト社との間で交渉しているところです。

当該企業からも、今の時点で自分たちの名前というものを公表しないでほしいというふうにお伺いしておりますので、議員にお示した旅行命令簿上も、行った先、職員が訪問した先というのは黒塗りにさせていただいたこととございます。

【林 隆一 議員 質問】

復命書がないのはなぜかということについてお答えしてもらっていないんですが、それはどうということでしょうか、お答えください。

なぜ公開しないのか。担当職員に聞いたら、「ない」と。そうすれば、理事はどこで誰と何を話したかの確認もできない、そのような状況ではないんでしょうか、お答えください。

【理事答弁】

復命につきましては、どこに行ったかということは旅行命令簿上分かるんですけども、そこでどういうお話だったかと

いうことは口頭で復命を受けております。

【林 隆一 議員 質問】

議員が融資機関等への融資をあっせんすることについては貸金業法違反になると思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

【理事答弁】

貸金業法で禁じられているのは、登録なくお金を貸し付けること、登録なくお金を貸し付ける仲介をすることを業として行うものです。だから、業という形態でなければ、貸金業法に違反するということはないものと考えております。